

学校いじめ防止対策基本方針

秋田県立羽後高等学校

1 基本方針

本校職員は、いじめの未然防止に取り組み、早期発見に努めるとともに、いじめ防止に関する基本的な考え方や具体的な対応策、それらを実施するための体制について定める。

2 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの基本認識

- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人に気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめに関してはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 いじめの未然防止のための取り組み

教職員一人一人が、全ての教育活動を通じて、生徒同士の心の結びつきを深め、社会性や他者を認め合う心を育み、いじめを許さない学校づくりを行う。

「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい学校にする（未然防止）」という考え方へ転換する。

(1) 職員の基本姿勢

- ・いじめにはHRを中心とした集団の状態が強く影響する。HRをはじめとして学校全体でいじめをさせない、見逃さない雰囲気をつくる役割を教職員が担う。

(2) 落ち着いた生活習慣

- ・いじめが起こりやすいHRは、ルールが不明確で、全体の規範意識が低下している傾向がある。学校のルール、やって良いことと悪いこと等の基準を生徒にわかりやすく示す。

(3) 魅力的な授業

- ・学校生活が安定し、充実したものになれば、いじめは起こりにくくなる。そのために、学校生活の中心である授業が魅力的で、どの生徒も活躍できる場となるようにする。

(4) HR活動・学校行事・生徒会活動

- ・いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手立てについて話し合う。

- ・生徒たちが積極的に参加することで達成感や感動、人間関係の深化が得られるような学校行事を企画し、実施する。
- ・生徒たちが自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、生徒会活動をすすめる。

(5) 保護者との信頼関係

- ・積極的に保護者との信頼関係の醸成に努め、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめの予防に取り組む。

4 いじめの早期発見のための取り組み

いじめは、決して許されないことであり、どの生徒にも、どの学校にも起こりうる。いじめのサインは、いじめを受けている生徒からも、いじめている生徒からも出ている。様々な方法を用いて、いじめの把握に努める必要がある。

(1) 日常の交流・複数の目による発見

- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配る。
- ・多くの教員が様々な教育活動を通して生徒に関わることにより、発見の機会を多くする。

(2) アンケート調査

- ・年に2回(5月と10月)にQ&Uアンケートを実施している。その他いじめアンケート等の調査を学校全体で定期的に実施し、結果を複数の教員で閲覧し、問題がないかを探る。

(3) 教育相談による把握

- ・学校全体として定期的な面談の実施や、生徒が希望するときには面談ができる体制を整える。

(4) 生徒会主体による取組

- ・生徒会が自発的、自動的にいじめ防止を訴え、解決を図れるように活動を支援する。

5 いじめへの組織的対応

いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を行うため「いじめ対策委員会」を設置し、いじめと疑われる相談・通報があった場合には会議を緊急開催する。

(1) 「いじめ対策委員会」の設置

- ・校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、当該HR担任、養護教諭等で構成する。

(2) 関係機関及び保護者との連携

- ・状況に応じて、警察、法務局、教育委員会等の関係機関との連携を図る。
- ・保護者には事実を正確に伝え、本校の指導方針等を説明して理解と協力を得られるように努めるとともに、事後の経過についても適切に情報提供する。

(3) 生徒や保護者等から「いじめ相談」があった場合の対応

- ①教職員は、生徒や保護者等から「いじめ相談」があった際は、抱え込むのではなく、その全てを直ちに管理職等に報告する。
- ②校長は、上記①の報告があった際には、事実確認を待つことなく、速やかに高校教育課に報告する。
- ③校長は、上記①の報告があった際には、速やかに「いじめ対策委員会」により、情報の共有や事実関係の把握等を行う。
- ④上記③の事実関係の把握等により、「いじめ」に当たると判断した場合には、その早期解決と再発防止

に向け、いじめを受けた生徒を守り通すことを前提として、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒に対する指導及びその保護者に対する助言等を組織的に行う。

⑤校長は、上記④の経過について、適宜、高校教育課に報告する。

⑥校長は、上記④、⑤について事案が以下に該当する場合は、「生徒事故報告書」を提出する。

- ・いじめ防止対策推進法第28条で定められた重大事案に該当するもの
- ・いじめを行った生徒に対し懲戒を行ったもの
- ・その他高校教育課から提出の指示があったもの

(4) 重大事態への対応

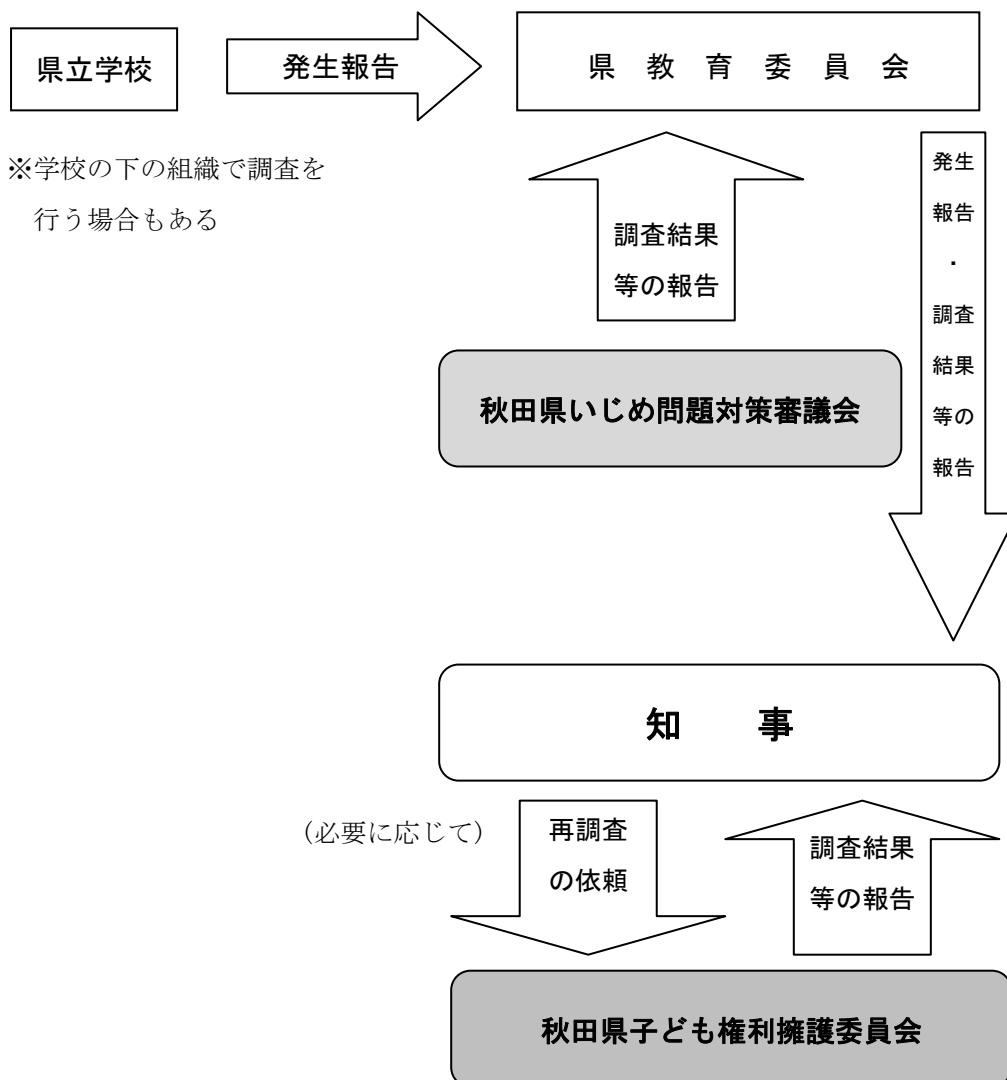
いじめの重大事態を、法第28条を踏まえ、次のとおり定義する。

1 いじめにより本校生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じる疑いがあると認めるとき。

2 いじめにより本校生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあると認めるとき。

- ・校長が重大事態と判断した場合は、事実関係を明確にするための調査を行い、速やかに県教育委員会に報告するとともに被害生徒及びその保護者に対し、必要な情報を提供するものとする。さらに、対応についていじめ対策委員会で協議する。

* 重大事態発生時の調査組織



(5) いじめ対策組織図

